

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年九月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

路線名	さいたま鳩ヶ谷線
供用開始の区間	川口市大字新井宿字下壺斗蒔一二番三地先から 同市大字新井宿字下壺斗蒔一番一地先まで
供用開始の期日	平成三十年九月二十八日
備考	平成二十三年二月二十二日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一四〇・一九メートル